

## 【広域情報】

渡航先からの「いきもの（動植物や昆虫等）」の持ち出しに関する注意喚起

2019年7月23日

### 【ポイント】

最近、海外の空港において、絶滅危惧種に指定され持ち出しが禁じられている、または輸出許可が必要な動植物や昆虫を無断で日本に持ち帰ろうとした日本人が逮捕される事案が散見されます。「知らなかった」では済まされませんので、安易に動植物を持ち出さないようにして下さい。

### 【本文】

- 1 表向きはペットショップを装った希少動植物マニア専門の密売ブローカーなどから、SNSなどを通じて、世界各地に生息する希少動植物や昆虫などを持ち帰ってくれば、高価で買い取る旨を持ちかけられるケース、あるいは個人収集目的で事前に手続を調べずに安易に動植物を持ち出そうとすることにより、邦人が現地当局に逮捕される事案が報告されています。
- 2 日本国内のブローカーなどは、インターネット（掲示板、SNS）を通じて、「海外からの希少動植物や昆虫の高価買い取り」「旅行代金は当社負担」といった誘い文句で、現地では動植物は持ち出し禁止であるとの情報や持ち出しにあたっての手続の必要性を説明することなく、主に若者の勧誘を行っているようです。このような言葉巧みな勧誘に安易に応じた結果、犯罪に荷担することとなり、場合によっては現地で何年間も服役しなければならないこともあります。
- 3 短期間で簡単に報酬を得られるような仕事は、海外においても「怪しい話」である可能性が高いことに留意し、安易にそのような依頼や勧誘に応じて、犯罪に荷担することにならないよう注意して下さい。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902,2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(了)